

法務省秘法訓第1号

本省局部課長

法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月19日

法務大臣 上 川 陽 子
(公印省略)

法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令

法務省行政文書取扱規則（平成26年法務省秘法訓第1号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分を改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め，改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定を加える。

改正後				改正前			
<p>(目的等)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>2 行政文書の取扱いに当たっては、行政文書が、法務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに法務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするために、作成及び保存等されるものであることに留意する。</u></p> <p>別表第一（第13条関係）</p> <p>(1 共通事項)</p>				<p>(目的)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>別表第一（第13条関係）</p> <p>(1 共通事項)</p>			
番号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者	番号	決 裁 事 項	決 裁 者	文書施行 名 義 者
20	[1～19 略]			20	[1～19 同左]		
	法令の解釈及び運用に関すること（法令案の検討過程において、従前の解釈を変更するものを含む）。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 官 房 長 又 は 部 局 長	事務次官 又 は 部 局 長 部 局 長 部 局 長		法令の解釈及び運用に関すること。	部 局 長	官 房 長 又 は 部 局 長
	[21～52 略]				[21～52 同左]		

備考 表中の [] の記載及び二重下線を付した規定の標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この訓令は、令和3年2月19日から施行する。